

岐阜県公報

第 六 百 四 十 七 号
令 和 七 年 十 二 月 十 九 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

- 岐阜県と畜場法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 五三五^ハ
- 岐阜県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (同) 五三八
- 岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (商業・金融課) 五三八
- 岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (都市公園課) 五三九

告 示

- 土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定 (環境管理課) 五三九
 - 救急診療所の認定 (医療整備課) 五三九
 - 介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定 (地域福祉課) 五三九
 - 指定介護機関の廃止の届出 (同) 五四〇
 - 指定介護機関の名称等の変更の届出 (同) 五四〇
 - 保安林に指定する予定である旨の通知 (森林保全課) 五四一
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 五四四
- 選挙管理委員会告示
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会) 五四四
 - 個人演説会等を開催することができる施設の指定等 (同) 五四六
- 公 示
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 五四六
 - 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 五四七
 - 土地改良区役員の退任及び就任 (可茂農林事務所) 五四八

規 則

岐阜県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第九十二号

岐阜県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県と畜場法施行細則(昭和二十九年岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式を次のように改める。

第 6 号様式 (第 7 条関係)

年 月 日

食肉衛生検査所長 様

住 所

氏 名

年 月 日生

(法人にあつては、所在地、

名称及び代表者の氏名)

連絡先

と 畜 検 査 申 請 書

と畜場法施行令第 7 条の規定により次の獣畜の検査を申請します。

- 1 とさつ・解体年月日 年 月 日
- 2 と畜検査を受けようとする獣畜 別紙のとおり
- 3 と畜検査手数料 _____円

(内訳)

<一般畜>

畜 種	手数料/頭 (円)	頭数 (頭)	金額 (円)
牛・馬 (生後 1 年以上)			
牛・馬 (生後 1 年未満)			
豚			
めん羊・やぎ			

<病畜>

畜 種	手数料/頭 (円)	頭数 (頭)	金額 (円)
牛・馬 (生後 1 年以上)			
牛・馬 (生後 1 年未満)			
豚			
めん羊・やぎ			

別紙

番号	畜種	品種	性別	出生年月日※	年齢(※月齢)	個体識別番号※	産地	特徴	病歴	動物用医薬品等の使用歴	備考

注1 牛のと畜検査申請の場合は、※の項目についても記入すること。

- 2 病歴及び動物用医薬品等の使用歴がある場合は、臨床獣医師の診断書等詳細が分かる書類を添付のこと。
- 3 と畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあつては、備考欄に当該獣畜をと畜場以外の場所でとさつした理由、日時及び場所を記入すること。
- 4 と畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあつては、死亡診断書又は死体検案書を添付のこと。
- 5 番号欄は、申請者が記入しないこと。
- 6 この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができること。

「画承認グループ事業」に改め、同表備考第一号々中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする貸付金について適用し、同日前に貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第九十五号

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県都市公園条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「岐阜県証紙により、許可の際に」を「納入すべき金額の通知後速やかに、知事が別に定める方法により」に改め、同条ただし書中「許可の際に」を「納入すべき金額の通知後速やかに」に改める。

附則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 形質変更時要届出区域
多治見市諏訪町川西七五番の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

岐阜県告示第五百十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急診療所として認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

医療機関名	所在地	有効期限
山中ジェネラルクリニック	安八郡安八町森部一八七〇番地一	自令和七・一・二一 至令和一〇・一・三〇

岐阜県告示第五百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

指 定 年 月 日

メデイカル・ケア・サービ
ス東海株式会社

大垣市宝和町一五番地

認知症対
応型共同
生活介護

愛の家グループホームさか
ほぎ

加茂郡坂祝町酒倉二二
九六一

令 和 七 一 一 一

同

同

介護予防
認知症対
応型共同
生活介護

同

同

同

岐阜県告示第五百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和七年十二月十九日
岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

廃 止 年 月 日

合同会社ドレミファソラシ
ド

恵那市長島町正家一〇
六七 八三

訪問看護

K a n e k u 訪問看護ステ
ーション アリビオ

恵那市大井町二二〇二
北館二F

令 和 七 一 一 三 〇

同

同

介護予防
訪問看護

同

同

同

岐阜県告示第五百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和七年十二月十九日
岐阜県知事 江 崎 禎 英

住宅介護事業者等の名称
住宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

住宅介護事業所等の名称

住宅介護事業所等の所在地

変更年月日

ソフィアメデイ株式会社

東京都港区芝浦三丁目一番一号

訪問看護

ソフィアメデイ訪問看護ステーション大垣

新 大垣市安井町七丁目四番地一
旧 大垣市禾森町六七〇西棟

令和 七・一一・一六

同 同 介護予防訪問看護 同

同 同 同

岐阜県告示第五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県告示第五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

高山市岩井町九一〇の一（次の図に示す部分に限る。）、九一〇の四から九一〇の六まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

高山市朝日町西洞字小瀬洞一六四八の二、字ナキノ谷一六四九の三四、一六四九の三五、一六四九の四三、一六四九の四五から一六四九の四九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び高山市役

所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字戸川洞二四三八七の一、二四三八八、二四三九一の一、二四三九八の一、字三月二四五三六の二一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市阿木字大上七六八八の一〇、七六八八の一〇、七六八八の一四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市馬籠五七三四の一（次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市岩村町飯羽間字小沢山三六九二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市神岡町和佐保字中マコ谷一―三四の三五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町戸部下打尾四〇七四の二、四〇七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

海津市南濃町上野戸字官山一三三七の一から一三三七の四まで、南濃町山崎字牛

首一三七二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百三十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）

揖斐郡揖斐川町

上南方字北村

八四六番五

八四六番五地先道路敷

一号

字大谷

一九六三番

極楽寺字村中

二一九番一

三号から五号まで
六号から十号まで

極楽寺

一八三番

一八〇番三

一八〇番一

一七二番一

一六五番三

一六四番一地先道路敷

一六〇番四地先道路敷

八二三番地先道路敷

八二〇番一

十四号
十五号
十六号
十七号
十八号
十九号

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示二小

岐阜県選挙管理委員会告示第四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年十二月十九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 佐 原 勉

- 1 令和7年12月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,601,984人
- 2 総数の50分の1の数
32,040人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
300,248人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	330,584	110,195
大垣市	142,990	47,664
高山市	70,032	23,344
多治見市	87,952	29,318
関市・美濃市	85,092	28,364

丹 津 川 市	60,542	20,181
瑞 浪 市	29,069	9,690
羽 島 市	54,943	18,315
恵 那 市	38,507	12,836
美 濃 加 茂 市	42,524	14,175
土 岐 市	44,619	14,873
各 務 原 市	119,019	39,673
可 児 市	91,543	30,515
山 県 市	20,804	6,935
瑞 穂 市	44,024	14,675
飛 騨 市	18,548	6,183
本 巣 市	42,058	14,020
郡 上 市	31,527	10,509
下 呂 市	24,082	8,028
海 津 市	26,492	8,831
羽 島 郡	39,300	13,100
養 老 郡	21,923	7,308
不 破 郡	26,381	8,794
安 八 郡	19,081	6,361
揖 斐 郡	52,318	17,440
加 茂 郡	38,030	12,677

岐阜県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について、次のとおり報告があったのでその旨を公示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹 内 治 彦

1 指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
羽 島 市	羽島市福祉ふれあい会館 地域ふれあいスペース	羽島市福寿町浅平3丁目25番地	156人

2 名称等を変更した施設

市町村名	変 更 後 の 名 称 等		変 更 前 の 名 称 等		
	施設の名称	所在地	施設の名称	所在地	
羽島市	羽島市文化センター 大ホール 小ホール 401大会 議室	羽島市竹鼻町丸の内6丁目7番地	羽島市文化センター 大ホール 小ホール 401大会 議室	収容人員	1,290人 384人 220人
				収容人員	1,300人 500人 200人

公 示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

多治見市

二 調査を行った地域

多治見市新富町、上町の全部及び本町の一部（新富町・上町・本町）

三 調査を行った期間

平成二十六年九月から令和五年十一月まで

四 地図及び簿冊の名称

多治見市（新富町、上町の全部及び本町の一部）の地籍図
多治見市（新富町、上町の全部及び本町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和七年十一月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

瑞浪市土岐町の一部（土岐四）

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐西建築第一三七号の一〇 令和 七・ 三・二二</p> <p>岐阜県指令東建築第一二二二号の二 令和 五・ 二・二二</p> <p>岐阜県指令東建築第一一〇号の三 令和 五・二二・</p> <p>岐阜県指令東建築第五号の三 令和 七・一一・</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>瑞穂市本田字平塚一三三番一、一三三四番一、一三三四番二の一部及び一三三四番三の一部</p> <p>土岐市肥田町浅野字高根一〇七八番二の一部及び一〇七八番二〇〇</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>岐阜県瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美</p> <p>岐阜県瑞穂市本田二〇二番地二 青 木 浩 二</p> <p>岐阜県土岐市土岐津町土岐口二二〇二番地 東濃中部病院事務組合 管理者 土岐市長 加 藤 淳 司</p>
---	--	---

- 三 調査を行った期間
令和元年六月から令和六年二月まで
地図及び簿冊の名称
- 四 瑞浪市(土岐町の一部)の地籍図
瑞浪市(土岐町の一部)の地籍簿
認証年月日
令和七年十一月二十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称
大野郡白川村

二 調査を行った地域

大野郡白川村荻町の一部(荻町)

三 調査を行った期間

令和元年八月から令和六年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

大野郡白川村(荻町の一部)の地籍図

大野郡白川村(荻町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

令和七年十一月二十八日

開発行為の工事が完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

同	石井光政	加茂郡川辺町石神	七〇八番地
同	井戸隆司	加茂郡川辺町鹿塩	一〇七一番地一
同	渡邊一男	加茂郡八百津町上牧野	一〇八一番地三
同	木下宙	加茂郡川辺町下川辺	五二八番地一
同	堀部有子	美濃加茂市蜂屋町下蜂屋	三〇二番地
同	堀田丹奈	加茂郡富加町大山	六一六番地五
同	岩井恭子	加茂郡川辺町中川辺	一三九六番地三

土地改良区 連合	木曾川右 岸用水土 地改良区	令和 七・〇・三	退任 年月日	役名	氏名	住 所
同	同	同	同	理事	酒向 満	美濃加茂市山之上町 二九六番地
同	同	同	同	同	村瀬 繁美	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 一九五七番地
同	同	同	同	同	尾關 守	美濃加茂市下米田町西脇 一九九番地
同	同	同	同	同	兼松 幸史	加茂郡坂祝町黒岩 九三九番地二
同	同	同	同	同	加藤 茂則	加茂郡川辺町比久見 四五番地二
同	同	同	同	同	土谷 弘幸	加茂郡川辺町下吉田 一二九番地
同	同	同	同	同	長谷川 豊治	加茂郡八百津町和知 二二三番地二

就任した役員

土地改良区 連合	木曾川右 岸用水土 地改良区	令和 七・二・三	就任 年月日	役名	氏名	住 所
同	同	同	同	理事	佐口 隆義	美濃加茂市太田本町四丁目一番六号
同	同	同	同	同	小藤 隆好	美濃加茂市山之上町一五九二番地二
同	同	同	同	同	日江井 英男	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 二八九二番地
同	同	同	同	同	酒向 信幸	美濃加茂市下米田町信友 五一番地
同	同	同	同	同	三品 栄二	加茂郡坂祝町大針 九〇七番地
同	同	同	同	同	渡邊 祐次	加茂郡富加町高畑 六一七番地三九

令和七年十二月十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社